

# 定期積金

平成22年10月1日現在

商品名	・定期積金(スーパー積金)
販売対象	・個人および法人のお客さま
期間	・1年以上5年以下
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金を払込んでいただきます。 ・ボーナス増額掛込併用型(原則年2回掛込)もできます。 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払します。
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払します。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・個人のお客さま.....20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) (なお、マル優は利用できません。) ・法人のお客さま.....総合課税
手数料	—————
付加できる特約事項	・普通預金等から自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払します。
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部総務部(9時～17時、電話:076-263-2585)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)

鶴来信用金庫